三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例新旧対照表

二百万千万人从少亿少少四次黄少为风飞风,少水内河南内流水	
現行	改正案
第1条~第3条 省略	第1条~第3条 省略
(助成の範囲)	(助成の範囲)
第 4 条 市長は、乳幼児等及びこどもの疾病又は負傷について、規則で定める 手続に従い、 <u>次に掲げる額</u> を助成する。	第 4 条 市長は、乳幼児等及びこどもの疾病又は負傷について、規則で定める 手続に従い、医療保険各法の給付が行われた場合における被保険者等負担額 に相当する額を助成する。
(1) 乳幼児等及びこどもの入院療養である場合は、医療保険各法の給付が行	
われた場合における被保険者等負担額に相当する額	
(2) 乳幼児等及びこどものうち 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経	
過していない者の入院以外の療養である場合は、医療保険各法の給付が行	
われた場合における被保険者等負担額に相当する額	
(3) こどものうち 12 歳に達する日以後の最初の 3月 31 日を経過している者	
の入院以外の療養である場合は、医療保険各法の給付が行われた場合にお	
ける被保険者等負担額の3分の1に相当する額	
以下省略	以下省略